番号	お問合せ 日時	お問合せ 分類	お問合せ 項目	お問合せ内容	回答
1	2023/2/27	公関度お公説点 の の の の の の の の の の の の の	I. 公募課 題について	本公募の対象となりますでしょうか。	宇宙航空人材育成プログラムでは、主に科学技術に関心のある大学院生、大学生、高等専門学校生等の学生を、宇宙航空分野に係る高い専門性を有する人材等として育成するための基盤構築・強化を目的としております。 高校生を育成の対象とすることについて、単なる普及・啓蒙活動でなく、宇宙航空分野に係る高い専門性を有する人材等として育成するための取組であれば、本プログラムの目的に合致し得ますが、大学院生、大学生、高等専門学校生等と比べ、一般的により長期的な視点での育成効果の把握・検証が必要となると考えられます。 本プログラムを通じて育成された人材の出口・将来像についても明確化が求められますので、御留意ください。
2		公関度お公説点 の の の の の の の の の の の の の	II. 応募に ついて	(法人格を有する者)、③その他法人格を有する者」とあるところ、高校生を対象としたプログラムが対象となりうる場合、高校が「③その他法人格を有する者」として応募対象者・主幹実施機関となることに問題ございませんでしょうか。	当該高等学校について、公募要領にあるとおり、法人格を有しており、課題を自ら実施する能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができるのであれば、応募対象機関となり得ます。 なお、主管実施機関は、文部科学省との間で「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づく委託契約を締結する必要があると同時に、運営管理、財産管理等の事務的管理を行う必要があります。共同参画機関についても、主管実施機関との間で、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づく委託契約を締結する必要があります。 また、応募機関は、応募に当たってe-Radへの登録が必要になるほか、公募要領「V.事業の実施に当たっての留意点について」に記載されている事項についても履行が求められます。 これらの要件を全て満たす必要がありますので、御留意ください。
3		公関度お公説点の明には、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	II. 応募に ついて	て、「〈対象機関〉①大学等、②民間企業 (法人格を有する者)、③その他法人格 を有する者」とあるところ、「②民間企業 (法人格を有する者)」として、JAXA様と のパートナーシップのもと衛星放出等の 宇宙ビジネスを営む民間企業が主幹実	衛星放出等の宇宙ビジネスを営む民間企業について、公募要領にあるとおり、法人格を有しており、課題を自ら実施する能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができるのであれば、応募対象機関となり得ます。なお、主管実施機関は、文部科学省との間で「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づく委託契約を締結する必要があると同時に、運営管理、財産管理等の事務的管理を行う必要があります。共同参画機関についても、主管実施機関との間で、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づく委託契約を締結する必要があります。また、e-Radへの登録も必要になります。これらの要件を全て満たす必要がありますので、御留意ください。

番号	お問合せ 日時	お問合せ 分類	お問合せ 項目	お問合せ内容	回答
4	2023/3/9	公関度お公説点募しに問募明等要で関合要の)領制すせ領不にしる、の明	I . 公募課 題について	門人材育成】に記載がある「年間十数人〜数十人程度の規模で育成できる基盤の構築・強化を推進する。」について、少なくとも10人以上の育成を対象としたプログラムという事でしょうか。育成対象は1、2人程度になると想定しておりますが、その場合は本プログラムの対象外でしょうか。もしくは予算的な調整があるのでしょうか。	宇宙航空人材育成プログラム【専門人材育成】について、育成対象の人数に厳密な制限・要件がある訳ではなく、この範囲外であったとしても、直ちに応募の対象外とはなりません。なお、提案された課題は、審査基準に基づき、総合的に審査を行います。公募要領の別添1 別紙「評価項目及び審査基準」の1.(1)実施内容の妥当性において、・①プログラムの目的に合致した内容であるか。・④裾野拡大に大きく寄与する効果があるか。・「個別項目1:宇宙航空人材育成プログラム【専門人材育成】のみの評価項目)⑪主管実施機関のみならず、共同参画機関や協力機関を含め、幅広く学生等を受け入れるものであるなど、一定の人材育成数が確保される見込みがあるか。といった点が評価項目として定められています。これらの評価項目ごとに、審査基準に対する妥当性について、【様式2】提案書「VI.審査要項において求められている評価項目及び審査基準に対する妥当性の説明」において、詳細な説明を記載することが求められますので、御留意ください。
5	2023/4/10	その他		定で準備を進めております. 締切時には機関Aに所属しているのでe-radも機関Aからの申請でございますが, 2023年5月1日から機関Bに赴任する予定です. 契約時に所属を変更することは可能でしょうか.	公募締切後審査の途中において研究代表者の所属機関の変更があった場合には、速やかに提出書類チェックリストにある書類の変更箇所について直接事務局にご連絡ください。 事務局から回答がありましたら、e-Rad上で、研究代表者から機関Aに応募申請の修正(所属機関の変更)を行ってください。機関Aが承認することで応募申請が修正されます。また、申請段階において以下の点に留意してください。・上記手続きが発生しうることを機関Aに共有しておいてください。・赴任先の機関Bが主幹実施機関※となり、文部科学省と契約行為が発生しうることについて、機関Bからあらかじめ承諾を得ておいてください。 ※公募要領Ⅱ・1. <主幹実施機関、共同参画機関及び協力機関の位置づけ>参照(文部科学省と直接委託契約を締結する、等)・応募書類の提出の時点で、公募要領Ⅱ・1. (2)応募対象者の要件にあるとおり、文部科学省と委託契約を締結することができる機関に所属していること等が必要です。